

【施設基準に関する厚生労働省で定める掲示事項】

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報共有を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても明細書を発行することができます。

時間外対応加算 1

当院を受診している患者様からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制を整えております。

緊急を要さない問い合わせに関しましては、診療時間内にお問い合わせください。

夜間・早朝加算

厚生労働省の規定により、下記の診療時間に受付をされた場合、夜間・早朝加算（50点）が加算されますのでご了承ください。

- ・土曜日午後診療
- ・日曜診療

夜間緊急体制確保加算

当院では、夜間に緊急体制の診療が必要となった場合、医師が対応できる診療体制を確保しています。

一般名処方

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安全供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、患者さまに適切に医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の「商品名」でなく、有効成分をもとにした「一般名処方」を実施しています。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

「一般名処方」とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。